

学校において予防すべき感染症の種類

種類	感染症名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで（幼児は3日経過するまで）
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の席が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（3日はしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
第三種	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 ----- その他の感染症（※1） （感染性胃腸炎、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、伝染性紅斑（りんご病）、帯状疱疹、手足口病、ウイルス性肝炎 等）	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで （※1）必要がある時に限り、学校長が学校医等の意見を聞き、感染症の種類や地域の感染状況等から学校感染症として扱うかを判断する感染症です。 必ずしも出席停止になるとは限りません。

「学校保健安全法施行規則第18条」及び「学校において予防すべき感染症の解説」より抜粋